



福井労働局発表
平成27年8月28日

担
当

福井労働局労働基準部賃金室
室長 久々津真司
賃金指導官 小池 敏一
電話 0776-22-2691
FAX 0776-21-6646

福井県最低賃金時間額 732円を決定

—現行716円を16円引上げ—

福井地方最低賃金審議会（会長青垣幹夫）より、8月5日に現
行の福井県最低賃金時間額を16円引き上げ1時間732円に改
正するよう答申があり、福井労働局長は、福井県最低賃金時間額
を1時間732円とすることに決定した。

現在、官報公示の手続き中であり、10月1日から効力が発生
する予定である。

(参 考)

福井県最低賃金の推移

	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
平成 5年	565	18	3.29
平成 6年	577	12	2.12
平成 7年	590	13	2.25
平成 8年	603	13	2.20
平成 9年	616	13	2.16
平成10年	628	12	1.95
平成11年	632	4	0.64
平成12年	637	5	0.79
平成13年	642	5	0.78
平成14年	642	0	0.00
平成15年	642	0	0.00
平成16年	643	1	0.16
平成17年	645	2	0.31
平成18年	649	4	0.62
平成19年	659	10	1.54
平成20年	670	11	1.67
平成21年	671	1	0.15
平成22年	683	12	1.79
平成23年	684	1	0.15
平成24年	690	6	0.88
平成25年	701	11	1.59
平成26年	716	15	2.14
平成27年	732	16	2.23